

奈良市創業支援施設機能強化整備及び同施設を拠点とした

創業支援事業業務委託プロポーザル募集要項

奈良市観光経済部

産業政策課

令和元年7月

## 目次

1. 趣旨	1
2. 事業目的	1
3. 委託業務概要	1
4. 委託事業者選定方式	2
5. スケジュール	2
6. 参加資格要件	2
7. 失格事項	3
8. 募集要項等配布	3
9. 現地説明会	3
10. 質問受付	3
11. 質問に対する回答	4
12. 応募申込	4
13. 審査委員会	5
14. 契約の締結	6
15. 留意事項	6
16. 担当者	7

## 1. 趣旨

奈良市創業支援施設機能強化整備及び同施設を拠点とした創業支援事業（以下「本事業」という。）は、奈良市（以下「本市」という。）において、創業支援施設であるきらっ都・奈良の機能強化整備、きらっ都・奈良の全体のマネジメントに加え、地域に好影響をあたえる起業家や起業マインドを持った人材（以下「起業家等」という。）が次の起業家等を育てる循環型の起業家育成のサイクル（奈良市ベンチャーエコシステム）の構築を一体で実施するための事業で、これを委託により行うものである。

本業務の履行には、民間事業者等の専門知識やノウハウ等を活用し、効果的・効率的に事業を実施するため、委託事業者の選定については、企画提案等を求めその内容及び能力等総合的に比較し、行うべきものである。

以上のことから、本業務の委託先事業者については、公募型プロポーザル方式により最も適格と判断されるものを選定することとし、その方法等を以下のとおり各項に定める。

## 2. 事業目的

本市は大阪や京都のベッドタウンであり、若者が「しごと」を大都市に求めて県外へ流出することが、地方創生を進める上での課題の一つになっている。若者の地域定着や地域経済のイノベーションを起こすためには、継続的に新たなプレーヤーをその地域内で生み出す仕組みが重要である。そのためには、起業家等に加え、起業家等を支援する人材や、これらの取り組みに関心・関与がある人口を持続的に創出し、さらには成長した起業家等が次の起業家等を育成するような循環型の起業家育成のサイクル（奈良市ベンチャーエコシステム）の整備が必要となる。

市内の産業や地域の活性化に好影響を与え、地域経済の起爆剤となる起業家等の持続的な創出により、魅力的な事業所の集積を図ることで、若者に対し市内における「しごと」の多様な選択肢を提示し、県外流出の解消をめざす。

## 3. 委託業務概要

### (1) 業務の名称

奈良市創業支援施設機能強化整備及び同施設を拠点とした創業支援事業業務委託

### (2) 業務の内容

別紙仕様書のとおり。

### (3) 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

### (4) 上限金額（消費税及び地方消費税を含む。）

総額 81,300,000円

（内訳）令和元年度（契約締結日～令和2年3月）

①創業支援事業経費・・・19,800,000円

②創業支援施設機能強化整備（①を除く）28,000,000円  
令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）

①創業支援事業経費・・・21,000,000円  
令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）

①創業支援事業経費・・・12,500,000円

※上限金額については、総額のみではなく、上記①、②のそれぞれの事業ごとに超えてはならない。

※令和2年度以降の予算額については、市議会における議決を経て決定する。

#### 4. 委託事業者選定方式

奈良市創業支援施設機能強化整備及び同施設を拠点とした創業支援事業業務委託に係る奈良市プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で書類選考、プレゼンテーション及び審査委員会からのヒアリング結果を踏まえ、奈良市長が決定する。

#### 5. スケジュール

別紙1のとおり。

#### 6. 参加資格要件

応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。プロポーザル参加者（企画提案書提出者）は、機能強化整備及び同施設を拠点とした創業支援の企画提案事業を理解し、契約等に期間において、安全かつ円滑に事業を実施できるものとする。また、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

##### （1）単独提案の場合

- ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、奈良市における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
- イ. 奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領（平成22年5月1日施行）及び奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成22年5月1日施行）に基づき、指名停止を受けている者でないこと。
- ウ. 市税（奈良市外の事業者にあつては国税）を滞納していないこと。
- エ. 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- オ. 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第6条に規定する措置の対象でないこと。なお、奈良市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成22年4月1日発効）に基づき、所轄警察署長に照会する場合がある。
- カ. 本要領の趣旨を理解し、滞りなく業務を履行できる者であること。

## (2) 共同提案の場合

共同提案の場合は共同企業体（JV）を結成し、幹事者を決める必要がある。なお、共同提案者は、複数のJVに所属することができない。また、JVに所属しながら単独で提案を行うこともできない。

共同提案の場合、各企業や団体等が前項ア～カに該当することが必要である。なお、参加申込書提出期間後に幹事者及び共同提案者を変更することはできない。

## 7. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 審査結果通知日までに前記6「参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が提案上限金額を超える場合
- (3) 参加申込書提出期限までに提出資料が提出されない場合
- (4) 2案以上の企画提案をした場合
- (5) 提出資料に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が法令違反等著しく不相当である場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (10) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）

## 8. 募集要項等配布

令和元年7月24日（水）から令和元年8月6日（火）までの間に、奈良市ホームページからダウンロードする。

## 9. 現地説明会

きらっ都・奈良の現地説明を希望する場合は、次のとおり受付及び案内を行う。

### (1) 申込方法

令和元年8月6日（火）の午後5時までに「きらっ都・奈良の現地説明申込書」（様式第7号）を電子メールにより後記16「担当者」に送付すること。

### (2) 日程連絡

申込書の受理後、現地説明の日程を連絡する。

## 10. 質問受付

提案書の作成に必要な質問がある場合は、令和元年7月24日（水）から令和元年8月6日（火）までの奈良市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時までの間に、様式第6号（質問書）で電子メールにより後記16「担当者」に送付すること。なお、質問受付期間後の質問は受け付けない。

## 1 1. 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和元年8月7日（水）午後5時までに電子メールで参加申込書提出者（共同提案については幹事者）に送信する。なお、審査基準等に関することについては回答しない。

## 1 2. 応募申込

プロポーザル参加希望者は、以下の書類を正本1部及び副本10部を提出すること。なお、応募申込書の提出により、前記6「参加資格要件」を満たすことを宣誓したものとみなす。

### (1) 提出書類

区 分	様 式	記入に関する留意事項
応募書類一覧表（兼チェックリスト）	第1号	2ページ目の「応募書類作成にあたっての注意事項」を必読し、提出時の添付資料や必要部数等について確認する。
応募申込書	第2号	提出年月日及び事業者の住所、称号（名称）、代表者名等を記載し押印する。
応募者の状況	第3号	資料提出日現在の実態について漏れのないよう記載する。 共同企業体（JV）の場合は、共同企業体を構成する事業者毎に記載すること。 定款や登記事項証明書、財務状況に関する資料を添付する。
事業計画	第4号	本委託事業を実施するにあたっての計画や体制を記載する。
事業内容	第5号	本委託事業を実施するにあたっての概要や具体的な提案内容について記載する。図面等も添付すること。

※令和元年度・令和2年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者でない者にあつては、以下の書類を参加申請時に各1部提出すること。

#### i) 納税証明書の写し（発行後3か月以内のもの）

【奈良市内の事業者の場合】（奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。）（奈良市市民税課で証明）

当該年度分と過去2年分の市・県民税（法人にあつては法人市民税）及び固定資産税（参加申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年分）の納税証明書（複写物でも可。）

【奈良市外の事業者の場合】（国税納税地を管轄する税務署で証明）

納税証明書（その3の2又はその3の3）（複写物でも可。）

#### ii) 法人登記簿謄本（全部事項証明書。発行後3か月以内のもの。複写物でも可。）

#### iii) 印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの。原本）

### (2) 提出先

後記16「担当者」まで

### (3) 提出期間

令和元年7月24日（水）から令和元年8月16日（金）までの奈良市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで。（必着）

(4) 提出方法

前記（2）提出先まで、直接持参または郵送（電子メール・FAX不可）のこと。

【持参の場合】

前記（3）提出期間内に持参すること。（期限厳守）

【郵送の場合】

前記（3）提出期間内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を後記16「担当者」まで電話連絡し、到達確認をすること。

(5) 提出資料等作成上の基本事項

- ア. 本プロポーザルは、委託業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではないので注意すること。
- イ. 仕様書の内容を踏まえ、事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的に記載すること。
- ウ. 仕様書以上の業務項目・内容が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易にわかるように記載すること。

### 13. 審査委員会

(1) 審査委員会開催日時・場所

日時：令和元年8月21日（水）午前10時から（予定）

場所：きらっ都・奈良 3階会議室

(2) 審査方法

- ア. 企画提案書提出者が多数のときは、別紙2「審査項目表」に基づいて書類審査を行い、プレゼンテーション審査を受ける提案者を選考する場合がある。
- イ. プレゼンテーションは事業者の統括責任者が行うこと。
- ウ. 審査は、書類審査、プレゼンテーション審査（約20分）、ヒアリング（約20分）により行う。なお、審査の開始時間等詳細については別途連絡する。
- エ. 企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価し、単純合計点数が高い事業者より順に、交渉権第1位及び第2位となる事業者各1社を選定する。
- オ. 審査内容及び結果についての異議は認めない。

(3) 審査内容

- ア. 審査は、企画提案書提出者が本業務をどう理解し、どのような方針で進めようとしているのか、企画提案書等により行う。審査委員会の求める基準に達しないときは、いずれの提案者も選定しない場合がある。
- イ. 企画提案書等の審査項目は、別紙2のとおりとする。
- ウ. 審査委員の採点の合計点数が同点の場合は、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。

- ①加重科目の合計得点が上位の者
- ②評価項目に最低点数の評価がない者

#### 14. 契約の締結

##### (1) 契約者の決定

ア. 交渉権第1位に選定された事業者と本市が協議し、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させたうえで契約を締結する。この場合、交渉権第1位に選定された事業者は速やかに契約が締結できるよう手続きを進めなければならない。

イ. 交渉権第1位に選定された事業者が本業務の委託契約締結までの間に、前記7「失格事項」のいずれかに該当した場合または該当していることが判明した場合は、交渉権第1位に選定された事業者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

ウ. 交渉権第1位に選定された事業者との契約が成立しなかった場合は、交渉権第2位に選定された事業者に対し交渉権を与え、その者との契約が成立した場合は、当該事業者を受託者として決定し、契約締結を行うものとする。

エ. なお、交渉権第1位に選定された事業者に帰する理由により契約が成立しなかった場合において、その辞退理由が正当でないと本市が判断した場合または契約不成立により本市に著しい損害が生じる場合は、交渉権第1位に選定された事業者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

##### (2) 契約金額

契約金額は、提出された見積書（任意様式）の金額の範囲内とする。

#### 15. 留意事項

(1) 提出資料は、いかなる理由を問わず返却しないものとし、本市の定める保存期間満了後、本市の責においてすべて処分するものとする。また、本市はこれを本業務における審査以外では使用しない。なお、提出資料や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）により情報公開の対象となる場合がある。

(2) 提出資料は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

(3) 企画提案書で表明する内容については、実現可能性が低いものであっても、交渉権第1位に選定された事業者であっても、業務目的が達成できないことと本市が認めた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切責任を負わず、賠償しない。

(4) 企画提案書の作成等、本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて企画提案書提出者の負担とする。



- (5) 本プロポーザルの参加にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。
- (6) 契約を締結することとなった場合、提出資料に記載された統括責任者等は、特別の理由があると本市が認めた場合を除き、原則として変更できないものとする。
- (7) 当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものとみなし、本業務の実施に当たって生じた著作権等（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）のすべての権利は本市に帰属する。

#### 16. 担当者

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号（奈良市役所北棟2階）  
奈良市 観光経済部 産業政策課 中村・左海・川北  
TEL 0742-34-4741（直通） FAX 0742-36-4058  
E-mail sangyoseisaku@city.nara.lg.jp